

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	安楽川地域 (市場,元,段,段新田一・二,神田一・二, 最上一～三)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	370ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	201ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

特産の桃で天災にあたった時に元の状態に戻るまで時間を要するので安定した収入に対して不安を感じて後継者が桃の生産から離れてしまう。 農業者の高齢化により、農地を管理するのが困難となり耕作放棄地が増えている。 果樹園地での有害鳥獣被害が多い。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

貸付けは耕作しやすい農地を優先的に検討する。
今後農業の規模を縮小する見込みがあり、後継者がいない農業者に対して、農地中間管理機構などの活用を検討する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉 個人間の貸し借りには、相手方の信頼などのハードルがあり、実際貸し出すために時間を要するため、農地中間管理機構を通して貸し借りをすることで貸借の話がしやすくなるので活用をする。 〈有害鳥獣並びに病害虫に対する取組方針〉 地域の農業者や市・JAなどの関係団体と協力して、有害鳥獣の被害防止のための見回りや、病害虫に対する見回りの強化などを徹底する。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹、施設野菜	200 a	果樹、施設野菜	200 a	安楽川
認農		果樹	141.4 a	果樹	150 a	安楽川、田中
認農		果樹、露地野菜	50 a	果樹、露地野菜	70 a	安楽川
認農		果樹	120 a	果樹	120 a	安楽川
認農		果樹	152 a	果樹	157 a	安楽川
認農		果樹	110 a	果樹	160 a	安楽川、田中
認農		果樹、花木	150 a	果樹、花木	150 a	安楽川、調月
認農法		果樹	100 a	果樹	100 a	安楽川
認農		果樹、露地野菜	152 a	果樹、露地野菜	180 a	安楽川、田中
認農		果樹	204 a	果樹	224 a	安楽川、調月
認農法		果樹（桃）	25 a	果樹（桃）	110 a	安楽川
認農		花き	114 a	花き	129 a	安楽川
認農		花木	270 a	花木	400 a	安楽川、調月
認農		果樹	70 a	果樹	110 a	安楽川
認農		果樹	100 a	果樹	120 a	安楽川
認農		果樹	126 a	果樹	146 a	安楽川、田中
認農		果樹、露地野菜	100 a	果樹、露地野菜	160 a	安楽川、田中
認農		花木	203 a	花木	203 a	安楽川
認農		果樹	110 a	果樹	110 a	安楽川
認農		果樹	125 a	果樹	125 a	安楽川
認農		果樹	160 a	果樹	160 a	安楽川
認農		果樹	120 a	果樹	160 a	安楽川、田中
認農		果樹、施設野菜、露地野菜	162 a	果樹、施設野菜、露地野菜	196 a	安楽川
認農		水稻、露地野菜、施設野菜	190 a	水稻、露地野菜、施設野菜	270 a	安楽川、田中
認農		水稻、果樹	50 a	水稻、果樹	70 a	安楽川
認就		施設野菜	10 a	施設野菜	10 a	安楽川
認農法		果樹、施設野菜	156 a	果樹、施設野菜	176 a	安楽川
認農		果樹、花木	598 a	果樹	663 a	安楽川、調月
認農		果樹	20 a	果樹	50 a	池田、安楽川
認就		施設花き、花木	0 a	施設花き、花木	30 a	池田、安楽川
認農法		水稻、露地野菜	550 a	水稻、露地野菜	665 a	田中、安楽川、調月
認就		果樹	40 a	果樹	140 a	田中、安楽川
認就		果樹	0 a	果樹	50 a	田中、安楽川
33人		4678.4 a		5764 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	調月地域 (調月一～七)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	157ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	82ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	19ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

果樹園地が多い地域であるが、樹齢の古い木が増えてきており、品質の良い作物が採れなくなっている。
桃などの果樹園地が多いので、イノシシやシカなどの有害獣の被害が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、地元の中心経営体や意欲のある農業者が担っていく。

今後、農業経営の規模を縮小する又はやめる農業者に対して、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈作物生産に関する取組方針〉

適地適作を行うため、農業者への情報提供を関係団体（市・JA等）から行い、地形に合わせた耕作を推進していく。

樹齢の古い果樹は補助金などを活用して積極的に改植し、収益性の高い品種に転換することで付加価値を高めていく。

〈鳥獣被害防止対策への取組方針〉

鳥獣被害対策（電気柵や見回り等）に必要な知識が農業者全体に浸透していないため、地域で勉強会などを開き、地域全体で対策をおこない、市は鳥獣被害対策にかかる支援を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻、果樹	213 a	水稻、果樹	213 a	調月、田中、安楽川
認農		花木	200 a	花木	220 a	調月、安楽川、中貴志
認農		花木	450 a	花木	450 a	調月、安楽川
認農		花木	262 a	花木	317 a	調月、東貴志
認農		花木	110 a	花木	135 a	調月
認農		花木	500 a	花木	700 a	調月、安楽川、奥安楽川
認農		花木	205 a	花木	225 a	調月、中貴志
認農		水稻、花き	70 a	水稻、花き	70 a	調月、田中、安楽川、中貴志
認農		果樹	415 a	果樹	415 a	調月、安楽川
認農		花木	83 a	花木	103 a	調月、池田
10人		2508 a		2848 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	奥安楽川地域 (大原,善田,黒川,野田原,脇谷,垣内,中畑,峯)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	236ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	118ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	28ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

中山間地では優良農地が少なく、廃園にせざるを得ないことがある。
定年退職後に就農される方はいるが、農業者の高齢化が止まらない。
鳥獣の被害が多く、耕作がままならない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

果樹を栽培している中心経営体が多いので、農業経営の規模を縮小する又はやめる農業者の果樹園地を農地中間管理機構を活用して、中心経営体が担う。

後継者・担い手の確保について、紀の川市新規就農者受入協議会などの団体を活用できるように推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉
中心経営体や意欲のある農業者に、後継者がいなく規模を縮小する農業者の土地を借りてもらえるように農地中間管理機構への貸付を関係団体が推進する。
〈作物生産に関する取組方針〉
地域で話し合いの場を設け、土地に合った作物を作っていく。その際必要であれば関係団体も交えて協議していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		花木	200 a	花木	200 a	奥安楽川、西貴志
認農		花木、果樹	370 a	花木、果樹	400 a	奥安楽川
認農		花き	270 a	花き	320 a	奥安楽川、池田
3人		840 a		920 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者